



Table with 2 columns: 業種区分 (Industry Category) and 該当する事業 (Applicable Business). Categories include 第一種事業 (First Category Business), 第二種事業 (Second Category Business), etc., with corresponding business descriptions.

簡易課税を採用している場合

売上高に比例して「見なし仕入れ率」をかけて納税額を決定していますので、請求書、領収書がインボイスであるかどうかによって納税額が変わることはありませんが、少なくとも自社が発行する領収書、請求書はインボイスでなければいけません。...

本則課税事業者がやるべきこと

手書き、手計算の請求書、領収書の作成、発行の手間は非常に大きなものになります。インボイス対応のためにレジを導入しよう、会計ソフトを導入しよう、請求書発行のシステムを導入しようという場合は、中小企業庁のIT導入補助金の中の「デジタル化基盤導入類型」をぜひ活用して下さい。...

【重要】本則課税事業者がやるべきこと
・ 税務署に連絡請求書発行事業者番号(インボイス登録番号)を大至急申請する。
・ 番号を取得したら「インボイス発行可能な事業者であること」をお客さまにわかるように表示する。
・ 仕入れ・主要経費支払先にインボイス対応を確認する。
・ いま受け取っている請求書・領収書で手書きのものをチェックしておく。
・ 自社が発行する請求書・領収書を手書きのままで行くのか、IT導入補助金を活用してシステム対応するのかを検討する。
・ インボイスの区分経理ができるようにIT導入補助金を活用した会計システムの導入を検討する。

【重要】免税事業者がやるべきこと
・ 本則課税事業者や本則課税事業者の社員からの発注や購入がなくなってしまうリスクを考慮、領収書や請求書の発行を求めらるお客さまがどれだけのリスクを覚悟しているかをチェックする。
・ 課税事業者を選択した場合の概算の納税額も把握し、その上で免税のままでいくのか、課税を選択するのかを判断する。
【以下、課税事業者を選択しインボイスを発行しようとする場合】
・ 税務署に連絡請求書発行事業者番号(インボイス登録番号)を申請し、併せて「消費税課税事業者選択届出書」を提出する。
・ 小規模事業者持続化補助金インボイス枠の活用等も検討しながら、消費税納税ができるように収益改善を図る。
・ 自社が発行する請求書・領収書を手書きのままで行くのか、補助金を活用してシステム対応するのかを検討する。

自社が免税事業者の場合(免税事業者がやるべきこと)

免税事業者(年間の課税売上高が1千万円以下)の方は、インボイス登録番号が税務署からもらえないので、インボイスを発行できません。ですので、事業者からの仕事や売上げがなくなってしまうリスクがあります。しかし、免税事業者で売上高が1千万円以下であったとしても、届け出ることで課税事業者になることができます。...

インボイスの発行事業者になるためには、消費税の課税事業者になる必要があります。その際には、「消費税課税事業者選択届出書」を税務署に提出します。通常は、例えば個人事業主であれば決算期は1月~12月までです。...

「ケーススタディで学ぶ観光業界でのインボイス制度と要点」 アルファコンサルティング代表取締役 青木康弘氏
~インボイス対応を機に、観光業界もDX化促進へ~

観光業界特有のデメリット

2年前の売上高が5千万円以下の会社さまの中には、簡便的な消費税の申告制度である簡易課税を利用したいと考える方も多くありません。しかし、観光事業者特有のデメリットも存在しています。それは、設備投資に関わる消費税の還付が受けられないことです。...

できます。特に観光事業者の中では、旅館・ホテルの事業者さまで利用されているところが多いと思います。しかし、簡易課税を選択してしまうと、消費税の還付が受けられなくなります。したがって、インボイス制度を導入するに当たり、導入自体は問題ないのですが、もし「簡易課税を選択しようか」と考えた場合、あるいは税理士の先生から同様の提案を受けた時は、高額な設備投資を予定しているかどうかを検討し、最終的に簡易課税を選択するか否かを決めていただければよいと思います。

原則として全事業者にインボイス登録が必須

純粋な一般消費者のみを販売先とするホテル、旅館、土産店、飲食店等(業務で利用する方は除く)などの観光事業者であれば、インボイス制度登録の必要はありません。他方、一般消費者のほか、旅行代理店や一般企業、団体その他従業員、個人事業主、すなわち業務目的で宿泊や商品サービスを購入し、領収書等の発行を求め課税事業者(一般課税事業者)を販売先とするホテルや旅館、土産店や飲食店等はインボイス制度登録の必要が生じます。...

と、例えば、一見すると宿泊されている方が一般の個人客のように見えるが、チェックアウト時に「領収書発行してほしい」と単に個人の娯楽や休目的の旅行に、取り引き先を接待するための仕事目的で旅館を利用し、それを会社の経費で落とすために領収書を求める事業者さま、あるいは個人さまがいっしょにいます。これらのお客さまを対象とする施設はインボイス制度に登録した方が良いでしょう。...

部署ごとの業務手順の見直し(旅館・ホテルを中心に)

調理・購買部門

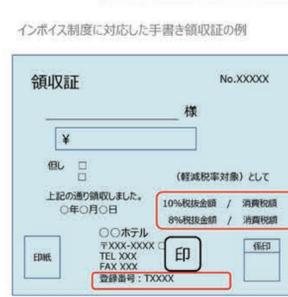
- ✓ 取引先から交付を受けた納品書、請求書をチェック
形式が適格請求書の書式に適合しているか確認する
✓ 消費税の取り扱いを決定(仕入れ先が免税事業者)
仕入れ先が免税事業者か確認し、そうでない場合は、取引価格を従来通りとする消費税相当額の一部を本体価格に含めるとしてチェックする
✓ 相見積もりルールを決める
課税事業者、免税事業者によって見積もりの提示方法が異なる可能性があるため、相見積もりの決定方法を決めておく(免税事業者からの仕入れは6年間経過措置あり)

請求書・納品書の記載ルール(例)
Table with columns for 品名・数量・単価・金額 and 消費税. Includes a sample invoice image.

取り引き先から交付を受けた納品書、請求書をチェックし、納品書と反対の処理になります。納品書と請求書の記載ルールを統一しているかどうかを確認し、必要に応じて見直しを行います。...

フロント・売店部門

- ✓ 手書き領収書のチェック、書式変更
フロントや売店でお客様にお渡しする手書き領収書の冊子をインボイス制度に対応したものに要変更
✓ スタッフへの消費税の計算ルール周知徹底
10%、8%の税率ごとに区分した合計額に対して消費税を計算。切り上げ、切り捨て、四捨五入のいずれかに設定し、スタッフへ周知する
✓ フロント会計システム、レジの対応チェック
フロント会計システム(PMS)、レジ(POS)がインボイス制度に対応しているかチェックする。未導入/未対応ならば、導入/対応を実施



手書き領収書のチェック、書式変更
手書き領収書の冊子をインボイス制度に対応したものに要変更
手書き領収書の冊子をインボイス制度に対応したものに要変更
手書き領収書の冊子をインボイス制度に対応したものに要変更

経理部門

- ✓ 登録事業者となるか検討
旅行代理店や法人、団体等と取引がある場合は登録事業者となるか確認
✓ 社内システムがインボイス制度に対応しているかチェック
会計システム(経理)やPMS(フロント)、レジ(売店)、販売管理システム(営業)がインボイス制度に対応しているかチェック
✓ 仕入れ先から交付を受けた請求書等をチェック
仕入れ先から交付を受けた請求書等が適格請求書の要件を満たしているか形式チェックする。また登録番号が正しいかチェックする

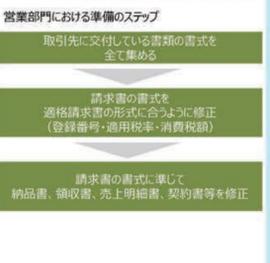
- ✓ 社内の経費精算ルールを決め周知徹底
3万円未満の公共交通機関の利用や従業員の旅費交通費の精算は不要だが、それ以外インボイス制度の要件を満たした適格請求書(領収書)を経費精算の際に提出するよう社内周知徹底する(飲食費や法人カードによる支払は適格請求書等が必要となるため注意が必要)
✓ 適格請求書等の保存ルールを決定
課税事業者、免税事業者ごとに分けて保存(免税事業者からは区分記帳請求書を受領)
✓ 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を決定
仕入税額は積上方式と割戻方式から選択。免税事業者からの仕入れはその旨帳簿に記載

経理部門

この部分では旅館業、観光業界特有の部分のみを説明します。特に影響が大きいのが図の右側、「社内経費精算ルール」です。本則課税事業者が仕入れ税額控除を受け、請求書や領収書が必要となり、請求書や領収書を提出するよう周知徹底する必要があります。...

営業部門

- ✓ 見積書、請求書等のエクセルテンプレート修正
エクセル等で独自の見積書、請求書等を作成している場合は、テンプレートをインボイス制度に沿ったものに修正する
✓ 販売管理ソフトの対応チェック
見積書・請求書作成に販売管理ソフトを使用している場合は、インボイス制度への対応が実施されるかチェックする
✓ 見積書作成方針を決める(自社が免税事業者)
自社が免税事業者の場合、見積書において消費税をどのように表示するか決める(6年間は経過措置あり)



現在使用している見積書や請求書等のテンプレートをチェックし、インボイス制度に対応したものに修正する必要があると思います。営業部門が管理しているインボイス制度対応のテンプレートは、インボイス制度対応のものに修正する必要があります。...

営業部門

そこはインボイスシステムを活用して請求書を送る仕組みです。当社が経験したケースでは、そういったシステムを導入してしまえば、そのサービスの提供が企業に廃業してしまえばいい、インボイス制度に対応した最新のシステムに切り替えていただくのが良いと思います。...